

## 安心ケアプラン約款

### 第1条（総則）

シャープマーケティングジャパン株式会社（以下当社という）は、J-STAY スマートフォンレンタルサービス（以下「本サービス」という）の J-STAY セットレンタルプランおよび J-STAY 端末レンタルプランに、第3条で定める安心ケアプラン（以下「本プラン」という）を付帯する J-STAY 安心セットレンタルに関して、本プランの提供条件等を規定する安心ケアプラン約款（以下「本約款」という）を以下の通り定めます。

- 2 当社は、本プランの円滑な運用を図るため、必要に応じて申込者に本プランの利用に関する諸規定を通知する場合があります。当該諸規定は、本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と、当該諸規定の条件が矛盾する場合は、当該諸規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本約款における用語を、次の各号の通り定義します。

- (1) 「スマートフォン端末」とは、本サービスにおいてレンタルされたデータ SIM を除くシャープ株式会社製スマートフォン端末をいいます。
- (2) 「データ SIM」とは、本サービスにおいてレンタルされる SMS 機能付きデータ通信用 SIM カードをいいます。
- (3) 「申込者」とは、本サービスについて、本プランの利用を希望する法人または本プランを利用する法人をいいます。
- (4) 「利用者」とは、申込者から許諾を受け、実際にスマートフォン端末を使用する申込者の役員、従業員、申込者の業務に従事する者等をいいます。

### 第3条（本プランの内容および利用料金）

- 1 本プランは、利用者の責に起因する不具合を含むスマートフォン端末の故障、紛失等が生じた際に、交換用スマートフォン端末（新品同等に整備（リファビッシュ）したスマートフォン端末）を申込者に送付し、故障が生じたスマートフォン端末を当社が引き取ること（以下「端末交換サービス」という）によって対応するサービスであり、本プランの詳細内容、利用料金（月額基本料金および負担金）、適用対象外事項等については、別紙に定めるものとします。
- 2 本プランの提供は、日本国内のスマートフォン端末が発送可能な地域に限られます。

### 第4条（約款の変更）

当社は申込者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合には、当社は変更後の本約款を第18条（通知の方法）に定める方法により申込者に通知するものとし、以降、変更後の約款が適用されるものとします。

### 第5条（本プランの申込み）

本プランの加入を希望する申込者は、予め本約款に同意の上、本サービスの契約（以下「レンタル契

約」という)の申込みと合わせて本プランの申込みを行うものとします。本プランの申込みに関しては、レンタル約款第7条を準用し、レンタル契約の成立と同時に、本約款に基づく本プランの提供にかかる契約(以下「本契約」という)が成立するものとします。なお、レンタル契約および本契約を総称して「J-STAY 安心レンタル契約」といいます。

#### 第6条(本プランの提供期間)

本約款に基づく本プランの提供期間は、本サービスにおけるレンタル契約と同一の期間とします。

#### 第7条(端末交換サービスの申し込みについて)

端末交換サービスについては、申込者が以下の窓口に応じるものとします。なお、スマートフォン端末の端末交換については、シャープ株式会社のサービス窓口(以下「サービス窓口」という)にて対応します。

- ・受付窓口：シャープマーケティングジャパン株式会社  
スマホレンタル・コールセンター  
電話番号 0570-010-616  
受付時間 9:00～17:40(祝日および当社が指定した日を除く)
- ・サービス窓口：シャープ株式会社  
(住所：広島県東広島市八本松飯田2丁目13番1号)

#### 第8条(お届け日時の決定等)

- 1 前条に規定した端末交換サービス申し込み時、サービス窓口と申込者との間で、交換用スマートフォン端末をお届けする日時(以下「お届け日時」という)を定めるものとし、当社指定の運送会社が、申込者が指定した場所に交換用スマートフォン端末をお届けするものとします。
- 2 お届け日時は、端末交換サービスを申し込みした日の翌日以降(離島の場合は、当社指定の運送会社が訪問可能な日以降)となり、必ずしもご希望に添えない場合があります。
- 3 お届け日時に、申込者がスマートフォン端末を受領することができない場合で、当社営業日で10日を経過しても申込者と連絡が取れないときは、申し込みのキャンセルがあったものとします。
- 4 天候、交通事情等の理由により、ご希望の日時に遅れる場合があります。また、諸般の事情により、お届け日時を変更させていただく場合があります。
- 5 離島の場合は、船便等のスケジュールにより、お届け日時が変動することがあります。

#### 第9条(端末交換時の注意事項)

申込者は、端末交換サービスの申込みにあたり、以下の事項に同意するものとします。

- (1) 交換用スマートフォン端末の受取と引換に、故障が生じたスマートフォン端末のみを当社に引き渡すものとし、データSIM、付属品、利用者が取り付けた装飾品は引き渡さないものとします。これらを引き渡した場合、当社は廃棄することがあります。

- (2) 前号に基づき当社に引き渡したスマートフォン端末および記録媒体に保存されている撮影映像・録音・住所録・おサイフケータイ/NFCなどのデータについて、当社は一切責任を負いません。故障したスマートフォン端末の送付にあたり、申込者の責任および費用負担にて必要なデータをバックアップした後、スマートフォン端末内のデータをすべて消去するものとします。
- (3) 交換用スマートフォン端末は、レンタル開始時の状態で申込者に発送されます。申込者は、自己の責任と費用負担において、受領されたスマートフォン端末の初期設定およびソフトウェアの再ダウンロード・再インストール等を行うものとします。

#### 第10条（端末交換サービスに関する当社からの連絡）

端末交換サービスに関する申込者への連絡は、端末交換サービス申し込み時に提供いただいた電話番号、電子メールアドレス、住所のいずれかへ連絡します。

#### 第11条（端末交換サービスにてスマートフォン端末の返却がない場合の対応）

- 1 端末交換サービスにて先送りした交換用スマートフォン端末到着後、故障が生じたスマートフォン端末を30日以内に返却されない場合、申込者は当社に対し、補償金として代替レンタル端末（新品）の購入代金相当額（J-STAY 専用 WEB ページ上に掲載）を支払うものとします。（紛失、盗難によりスマートフォン端末が返却できない場合を除きます。）
- 2 紛失、盗難による端末交換サービスの利用後、紛失、盗難されたスマートフォン端末が発見された場合、申込者は速やかに当社に当該スマートフォン端末を返却するものとします。紛失、盗難されたスマートフォン端末が発見された後も、当該スマートフォン端末の使用を継続された場合、または申込者から第三者に貸与、譲渡等をしたことが判明した場合には、当社は前項に準じ申込者に補償金を請求する場合があります。

#### 第12条（支払い）

当社は、本プランの利用料金を本サービスのレンタル料金と合わせて申込者に請求するものとし、申込者は、J-STAY 安心レンタル契約に定める支払い条件に従い、本プランの利用料金を支払うものとします。

#### 第13条（支払遅延損害金）

- 1 申込者が本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、申込者は当社に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。
- 2 前項の場合、当社は本プランの提供を停止することがあります。この場合、支払遅延損害金を含む料金の支払い確認後、当社は本プランの提供を再開します。

#### 第14条（消費税等の負担）

申込者は当社に対し、法令に基づく消費税額、地方消費税額を本プランの利用料金に付加して支払うものとします。

#### 第 15 条（申込者都合等による本プランの解約）

申込者は、本プランのみを中途解約をすることができません。J-STAY 安心レンタル契約を解約する場合は、レンタル契約の中途解約金に加え、本プラン残存期間の本プランの基本料金をお支払いいただきます。また、レンタル契約が解除、解約等により終了した場合、本契約も終了するものとし、本プラン残存期間の本プランの基本料金をお支払いいただきます。

#### 第 16 条（当社による本プランの提供停止・契約の解除）

1 当社は、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、本プランの全部もしくは一部の提供を停止、または本契約を解除することができます。これにより申込者、利用者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

- (1) 申込者（利用者を含む）が本約款に違反した場合
- (2) 申込者が当社の指示を遵守しなかった場合
- (3) 申込者において手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (4) 申込者と連絡が取れなくなった場合
- (5) 申込者が差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- (6) 申込者に対して破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
- (7) 申込者が本プランの利用料金を支払わない場合
- (8) その他、申込者に不適切な行為があると当社が判断した場合
- (9) 当社による本プランの提供に支障を及ぼすおそれがある場合

2 当社は、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、本プランの全部もしくは一部の提供を一時的に中断、または停止することができます。これにより申込者、利用者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第 17 条（登録事項の変更届出）

申込者は、法人名、住所、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等、当社への届出内容に変更が生じた場合、速やかに当社指定の方法で届け出るものとします。

#### 第 18 条（通知の方法）

本約款および本プランに係る事項について、当社から申込者に対する通知の方法は、書面、電子メール（ショートメールサービス等）、電話、当社が運営するウェブサイトへの掲示等、当社が指定する方法によるものとします。

#### 第 19 条（権利義務の譲渡制限）

申込者は、本契約上の権利および義務を第三者に譲渡し、またはそれに準ずる行為をすることはできません。

#### 第 20 条（損害賠償）

当社に故意または重大な過失があった場合を除き、当社が本契約に関連して申込者に損害を与えた  
いかなる場合においても、当社の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した  
損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、申込者より本プランの料金として  
支払われた金額を上限とします。

#### 第 21 条（免責事項）

前条の規定にかかわらず、当社は、以下の事由によって発生した損害について、一切責任を負わない  
ものとし、

- (1) 端末交換サービスにおいて、付属品および装飾品がスマートフォン端末とともに引き渡された場  
合における、当該付属品および装飾品の破損、滅失、廃棄等
- (2) 端末交換サービスの実施（スマートフォン端末の輸送を含む）におけるスマートフォン端末内の  
データの破損・消失
- (3) スマートフォン端末が故障により使用できなかったことによる損害および端末交換サービスの実  
施中に申込者がスマートフォン端末を使用できなかったことによる損害

#### 第 22 条（再委託）

当社は、本プランの提供に関する業務の全部または一部をシャープ株式会社または第三者に再委託  
できるものとし、

#### 第 23 条（法令等の遵守）

- 1 当社および申込者は、本契約の履行に際し、関係する法令を遵守するものとし、
- 2 当社および申込者は、政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「指  
針」という）を相互に尊重し、本契約の締結をもってそれぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、  
および、今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下  
「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと
  - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であった  
こと
  - (3) 親会社または子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）が前二号のいずれかに該当する  
こと
- 3 当社および申込者は、本契約の履行に関連して、下記の各号の一に該当する行為をしてはならない。
  - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信  
用を毀損する行為を行うこと
  - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
  - (3) 相手方に対して指針が排除の対象とする不当要求をすること
  - (4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること
  - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、  
その活動を助長する行為を行うこと

(6) 親会社または子会社が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと

#### 第 24 条（申込者の個人情報の取扱い）

- 1 本プランにおいてご提供いただいた申込者の個人情報は、申込者への連絡、端末交換サービス等、本プラン提供のためだけに使用し、法令および当社の内部規程に基づき管理します。
- 2 当社は、前項に規定する利用目的に必要な範囲で、申込者の個人情報の取扱いをシャープ株式会社および第三者に委託することがあります。
- 3 その他、個人情報の取扱いの詳細は、当社ホームページの「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

<https://www.sharp-sbs.co.jp/privacypolicy/management.html>

#### 第 25 条（裁判管轄）

当社および申込者は、本契約についての一切の紛争は、訴額のいかんにかかわらず大阪地方裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第 26 条（特約条項）

本契約について、申込者と当社が別途書面により特約した場合は、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完および修正するものとします。

以上

2019 年 12 月 20 日 改定

## 【別紙1】安心ケアプランについて

### 1. 本プランの対象

本プランによる端末交換サービスは、スマートフォン端末のハードウェア部分の故障を対象とします。

水濡れ、その他偶発の事故によるスマートフォン端末の全損または一部の破損、スマートフォン端末の紛失または盗難についても本プランの対象となります。

以下の各事項は本プランの適用対象外となり、e～gの場合、別途有償修理となります。

- a スマートフォン端末の付属品（充電器、充電台等）やアクセサリ類
- b ハードウェアに起因しない不具合（例：申込者が導入されたソフトウェア、または利用者がインストールしたアプリに起因する不具合、ウィルス感染による不具合等）
- c スマートフォン端末の機能に影響のない不具合・故障ではない場合（スマートフォン端末の機能に影響しない汚れ、キズ等）
- d データ SIM の全損/水濡れ、紛失、盗難の場合
- e 消耗部品（電池等）の寿命による不具合
- f 申込者の故意または重過失による場合
- g 本プランによる端末交換サービスの回数が、年間2回（1回線当たり）を超えた場合

### 2. 端末交換サービスの利用回数

本プランによる端末交換サービスの回数は、年間2回（1回線当たり）までとなります。

※本プラン提供開始日から1年ごとの端末交換サービス回数によるものとし、年間2回の端末交換サービスの利用がなかった場合でも、翌年度への繰り越しはできません。

※自然故障の場合の端末交換は、端末交換サービスの回数に含みません。

「自然故障」とは、取扱説明書・本体注意ラベル等の注意書に従って正常な使用状態でスマートフォン端末のハードウェア部分が故障した場合をいいます。ただし、前項のa～fに定める不具合等は自然故障には該当しません。

### 3. 端末交換サービス利用時の負担金

自然故障の場合を除き、端末交換サービスの利用の都度、別紙2の負担金をお支払いいただきます。

以上

【別紙2】利用料金

項目		安心ケアプラン
利用料金	基本料金（月額）	330 円
	負担金（1回あたり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然故障 負担金なし</li> <li>・ 利用者・申込者の責、または、偶然の事故に起因する不具合、一部破損 3,000 円（* 1）</li> <li>・ 全損 / 水濡れ 6,000 円</li> <li>・ 紛失 6,000 円（* 2）</li> <li>・ 盗難 6,000 円（* 3）</li> </ul>
送料		往復の送料は利用料金に含まれます。
備考		・ 安心ケアプラン対象外：データ SIM の全損/水濡れ、紛失、盗難の場合には、データ SIM の再発行手数料 4,250 円が必要となります。

上記金額は全て税別です。

- \* 1 当社で修理不能の場合は「全損」となります。
- \* 2 届け出た警察署名、遺失届受理番号の連絡が必要です。
- \* 3 届け出た警察署名、盗難届受理番号の連絡が必要です。

以上